

小売物価統計調査の概要

1 調査の目的

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施している。

2 調査地域

調査は、調査員、都道府県又は総務省が行うが、調査員調査については、全国の167市町村を調査市町村とし、各調査市町村に、商品の価格を調査する価格調査地区と、借家の家賃などを調査する家賃調査地区を設けている。

なお、宿泊料については、全国の101市町村から調査旅館・ホテルを選定している。

価格調査は、調査品目ごとに最も代表性のある小売店舗又は事業所を選定して行う。

家賃調査は、家賃調査地区内に居住するすべての借家の世帯に対して行う。

3 調査品目

各調査品目は、全国に共通する一定の銘柄（以下「基本銘柄」という。）を指定して調査する。ただし、基本銘柄の出回りが少ない場合には、その市町村の実情に即して出回りの多い銘柄（以下「市町村銘柄」という。）を定め、これを調査する。

なお、出回り状況の変化などを考慮し、基本銘柄の改正を定期的に行うほか、市場の急速な変化に対しては必要に応じて市町村銘柄を暫時設定している。

4 調査日

調査員調査は、毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか1日を調査日とする。ただし、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花のうち約40品目は、毎月5日、12日、22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか1日を調査日とする。

都道府県調査及び総務省調査は、毎月12日を含む週の金曜日（遊園地入園料については日曜日。宿泊料については、毎月5日を含む週の金曜日（ただし、土曜日が休日の場合は、翌週の月曜日）及び土曜日）を調査日とする。

5 調査価格

調査店舗で実際に販売する平常の価格を調査する。ただし、特売期間が7日以内の安売り価格、月賦販売などの価格及び中古品などの価格は調査しない。

6 収集価格数

調査品目・銘柄については、消費者の購買形態、店舗間の価格のばらつきなどを考慮して、調査品目・銘柄ごとに下表の6つの品目区分を定めている。

品目区分	内 容
A	食料，家事用消耗品など，地区間で価格差がみられる品目
B	被服，家電製品など，店舗間で価格差がみられる品目
C	教養娯楽用品など，地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目
S	運送料，ガソリンなど，調査地区を設けなくて市町村内全域から調査する品目
D	水道料，入院費など，都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目
E	電気代，たばこなど，全国又は地方的に価格・料金が均一の品目

調査市町村の区分	品目区分別収集価格数		
	A	B	C
東 京 都 区 部	42	21	12
大 阪 市	12	12	6
横浜市，名古屋市，京都市，神戸市	12	6	2
札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市， 川崎市，広島市，福岡市，北九州市	8	4	2
新潟市，静岡市，浜松市，堺市，岡山市	6	3	2
上 記 以 外 の 県 庁 所 在 市	4	3	2
人 口 1 5 万 以 上 の 市	4	3	1
人口5万以上15万未満の市	2	1	1
人口5万未満の市及び町村	1	1	1

D，E，Sの価格収集数については調査品目ごとに別に定める。

なお，A，B，C，Sは調査員，Dは都道府県，Eは総務省が調査する。

詳細は「小売物価統計調査年報」を参照。